項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項又は特定在留カードの交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第一号）第二条第一項の規定により提出された写真

二　法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真

三　中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真

［略］

9　出入国在留管理庁長官は、第八項第一号に掲げる写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、同項の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

10　法第十九条の四第四項に規定する在留カード（特定在留カード以外の在留カードに限る。）の様式は、別記第二十九号の七様式によるものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

11　次の各号に掲げる申請があつた場合には、当該各号に掲げる申請の区分に応じ当該各号に定める事項を在留カードに表示するものとする。

一　法第十九条の十五の二第一項の規定による申請（法第十九条の十一第一項の規定による申請に係るものに限る。）　法第十九条の十一第一項の規定による申請があつた旨

二　法第二十条第二項の規定による申請　その旨

三　法第二十一条第二項の規定による申請　その旨

12　法第十九条の四第五項第四号に規定する法務省令で定める事項は、資格外活動許可をしたときにおける当該許可の期限とする。

13　法第十九条の四第五項の規定による記録は、同項に規定する事項を在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。

（住居地以外の記載事項の変更届出）

**第十九条の九**　［略］

2　［略］

3　一歳に満たない中長期在留者について第一項の届出をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

（特定在留カードの交付を速やかに受ける必要がある者）

**第十九条の十四の二**　令第三条の二第一項第二号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をした者（当該届出後において特定在留カード及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けたことがない者に限る。）

7　［同上］

8　出入国在留管理庁長官は、申請等において提出された写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、第六項後段の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

9　法第十九条の四第四項に規定する在留カードの様式は、別記第二十九号の七様式によるものとし、同項に規定する在留カードに表示すべきものは、次に掲げる事項とする。

一　資格外活動許可をしたときは、新たに許可した活動の要旨

二　法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び法第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき住居地（法第十九条の九第二項において法第十九条の七第二項を準用する場合にあつては、新住居地）を記載するときは、当該記載に係る届出の年月日

三　法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請があつたときは、その旨

［項を加える。］

10　法第十九条の四第五項の規定による記録は、同条第一項各号に掲げる事項、同条第三項に規定する写真及び資格外活動許可をしたときにおける新たに許可した活動の要旨を在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。この場合において、同条第一項第二号に規定する住居地の記録は、在留カードを交付するときに限り行うものとする。

（住居地以外の記載事項の変更届出）

**第十九条の九**　［同上］

2　［同上］

3　十六歳に満たない中長期在留者について第一項の届出をする場合は、写真の提出を要しない。

［条を加える。］